

議案第 8 5 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

1 訴えの相手方

住所 ■■■■■

氏名 ■■■■■

2 訴えの内容

渋川市営渋川駅前第 3 駐車場に長期にわたり駐車する自動車により、当該駐車場の賃借権が侵害されているので、当該自動車の所有者（■■■■■）に対し、当該自動車の収去及びそれによる土地の明渡し並びに渋川市が被った賃料相当損害金の支払を求める。

3 訴訟遂行の方針

- （１） 訴えにおいて上記 2 の内容が認容されないときは、上訴するものとする。
- （２） 必要がある場合は、和解を行うものとする。

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

渋川市営渋川駅前第 3 駐車場に駐車する自動車の収去及びそれによる土地の明渡し並びに賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。

概 要

1 駐車場名 渋川市営渋川駅前第3駐車場

2 対象自動車

(1) 車両番号

(2) 所有者

住所

氏名

3 賃料相当損害金の額

令和4年5月13日から土地の明渡し済みの日までの日数に500円を乗じて得た額
(参考：令和7年6月17日時点の賃料相当損害金は、566,000円)

4 主な経過

年 月 日	内 容
令和4年5月13日	渋川市営渋川駅前第3駐車場において対象自動車を確認
令和4年6月14日	対象自動車に出庫を依頼する張り紙を設置
令和4年8月10日	軽自動車検査協会から取得した車両照会記載の所有者宛てに対象自動車の出庫を依頼する通知を送付
令和6年7月30日	対象自動車に出庫を依頼する張り紙を設置
令和6年12月6日	渋川警察署より、対象自動車に係る盗難等の届出及び事件性の有無について、「該当なし」との回答を受電
令和7年4月16日	公用請求により取得した戸籍の附票記載の住所（ ）宛てに土地の明渡し請求に関する通知を送付
令和7年4月18日	「宛所不明」にて不達
令和7年4月30日	弁護士請求により取得した住民票記載の転出届出先住所（ ）宛てに土地の明渡し請求に関する通知を送付
令和7年5月7日	「宛所不明」にて不達
令和7年5月13日	転出届出先の自治体（ ）より、当該自治体に弁護士請求した住民票について、「該当なし」との回答を受電
令和7年6月4日	戸籍の附票記載の住所地（ ）及び住民票記載の転出届出先住所地（ ）の現地調査を実施し、居住の事実がないことを確認